

表3 測定方法(公共用水域及び地下水)

区分	項目	測定方法		
		河川・湖沼	海域	地下水
一般項目	気温	規格K0102の7.1	同左	—
	水温	規格K0102の7.2	同左	—
	外観	規格K0102の8	同左	—
	臭気	規格K0102の10.1	同左	—
	透視度	規格K0102の9	同左	—
生活環境項目	pH	規格K0102の12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	—
	DO	規格K0102の32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	—
	BOD	規格K0102の21	—	—
	COD	規格K0102の17	(有明海B類型はアルカリ法)	—
	SS	付表9	同左	—
	大腸菌数	付表10	—	—
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	付表14	同左	—
	全窒素	規格K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6(規格K0102の45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)	規格45.4又は45.6	—
	全りん	規格K0102の46.3(規格K0102の46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)	規格46.3	—
	全亜鉛	規格K0102の53	同左	—
	ノニルフェノール	付表11	同左	—
LAS	付表12	同左	—	
底層溶存酸素量	規格K0102の32又は付表13	同左	—	
健康項目	カドミウム	規格K0102の55.2、55.3又は55.4	同左	同左
	全シアン	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、規格K0102の38.1.2及び38.3、規格K0102の38.1.2及び38.5又は付表1	同左	同左
	鉛	規格K0102の54	同左	同左
	六価クロム	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合、原則として 光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65の備考11のb)による場合に限る。試料に、その濃度が基準値相当分増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水(塩分の高い試料)を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	同左	同左
	砒素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4	同左	同左
	総水銀	付表2	同左	同左
	アルキル水銀	付表3	同左	同左
	PCB	付表4	同左	同左
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	同左
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	同左
	塩化ビニルモノマー クロロエチレン	—	—	付表
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	同左	同左
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	同左
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	同左
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1 シス体及びトランス体の和
	1,2-ジクロロエチレン	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	同左
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	同左
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	同左
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	同左
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1	同左	同左
	チウラム	付表5	同左	同左
	シマジン	付表6の第1又は第2	同左	同左
	チオベンカルブ	付表6の第1又は第2	同左	同左
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	同左
	セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4	同左	同左
	ふっ素	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.c)(注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7	—	河川・湖沼に同じ
	ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4	—	河川・湖沼に同じ
	1,4-ジオキサソ	付表8	同左	同左
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—
	硝酸性窒素*	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	同左	同左
亜硝酸性窒素*	規格K0102の43.1	同左	同左	
特殊項目	銅	規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5	同左	—
	鉄[溶解性]	規格K0102の57.2、57.3又は57.4	同左	—
	マンガン[溶解性]	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5	同左	—
	クロム	規格K0102の65.1	同左	—
その他の項目	透明度	海洋観測指針	同左	—
	アンモニア性窒素	インドフェノール法(海水分析法)	同左	—
	リン酸態リン	モリブデン青法(海水分析法)	同左	—
	塩化物イオン	H15厚生労働省告示第261号別表第21、規格K0102の35.1	同左	—
	陰イオン界面活性剤	規格K0102の30.1	同左	—
	クロロフィルa	湖沼環境調査指針の吸光法(アセトン抽出)	海洋観測指針	—
	トリハロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	—
	クロホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	—
	ブromoジクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	—
	ジブromoクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	—
ブromoホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	—	

「規格」: 日本産業規格 * その他の項目に分類

「付表1～14」: 昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法(令和3年10月7日環境省告示第62号最終改正)

「付表」: 平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法(令和3年10月7日環境省告示第63号最終改正)

○測定方法(公共用水域及び地下水)

区分	項目	測定方法
要 監 視 項 目	クロロホルム	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	通知1の付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	通知1の付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン(MEP)	通知1の付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	通知1の付表1の第1又は第2
	オキシ銅(有機銅)	通知1の付表2
	クロロタロニル(TPN)	通知1の付表1の第1又は第2
	プロピサミド	通知1の付表1の第1又は第2
	EPN	通知1の付表1の第1又は第2
	ジクロロボス(DDVP)	通知1の付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ(BPMC)	通知1の付表1の第1又は第2
	イプロベンホス(IBP)	通知1の付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン(CNP)	通知1の付表1の第1又は第2
	トルエン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知1の付表3の第1又は第2
	ニッケル	規格K0102の59.3又は通知1の付表4若しくは付表5
	モリブデン	規格K0102の68.2又は通知1の付表4若しくは付表5
	アンチモン	通知2の付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	通知2の付表1
	エピクロロヒドリン	通知2の付表2
	全マンガン	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5
	ウラン	通知2の付表4の第1又は第2
PFOS及びPFOA	通知3の付表1	

通知1:平成5年4月28日、環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知に定められた方法

通知2:平成16年3月31日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知に定められた方法

通知3:令和2年5月28日、環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知に定められた方法

「規格」:日本産業規格